



平成 26 年 9 月 17 日

各 位

会社名	石山 Gateway Holdings 株式会社
代表者名	代表取締役社長 三木 隆一 (J A S D A Q コード 7 7 0 8)
問い合わせ先	執行役員 経営企画室長 兼 業務管理本部長 高木 義和
電話番号	0 3 - 5 4 2 5 - 7 4 2 1

有償ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 17 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、従業員並びに当社 100%子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり石山 Gateway Holdings 株式会社 第 8 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

また、本新株予約権の目的とする株式の数の合計は、6,830,000 株であり、本日現在における当社の発行済株式総数 72,934,714 株に対する株式数比率は 9.36% ありますが、本新株予約権の発行の目的である当社の取締役、監査役、従業員並びに当社 100%子会社の取締役及び従業員の目標株価への達成に対する意識の向上を図ることで、当社の事業規模の拡大及び株価の向上を達成することができれば、本新株予約権の発行により相応の希薄化を伴ったとしても、結果として、当社の今後の事業基盤を確立させることが、既存株主の皆様のメリットになると当社が考えていることから、当該発行規模は合理的な数値であると考えております。

なお、上記のとおり、当社が合理的と考えている希薄化率より本新株予約権の目的とする株式の数を算出し、対象となる当社グループの取締役、監査役、従業員並びに当社 100%子会社の取締役及び従業員の勤続年数、業績への貢献度等を鑑みて割当予定数を定めております。

I スtockオプションとして本新株予約権を発行する理由

長期的な当社グループの事業規模の拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲

及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることと同時に、行使条件に平成 27 年 6 月期以降における四半期会計期間の売上高 25 億円を達成することを盛り込むこと、且つ平成 26 年 10 月 3 日より平成 29 年 2 月 14 日までの間において株価が一度でも 150 円を超えることという条件を盛り込むことにより、当社取締役、監査役、従業員並びに当社 100%子会社の取締役及び従業員に対して、売上高及び企業価値の向上による株価の上昇を達成させることを目的として、有償にて新株予約権を発行するものであります。また、権利行使の条件として、四半期業績及び株価が一定水準を上回ることを条件としておりますが、業績につきましては、当期の業績予想である 7,266 百万円、来期（平成 28 年 6 月期）の業績目標である 10,839 百万円より算出しております。一方、株価水準につきましては、ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）の取締役会決議日である平成 26 年 6 月 12 日の東京証券取引所における普通取引の終値 151 円の近似値を基準としております。

なお、本新株予約権の行使条件の一つを売上高設定としている理由としましては、第一に、当社グループのこれまでの経緯として、事業基盤が脆弱なことにより、数期にわたり売上高が低迷していたことにより、当期純損失を計上し、結果として債務超過を招く事態となったことがあったことから、当社グループの成長戦略の柱として、事業の拡大による売上の確保を掲げていること、第二に、当社グループの今後の事業の柱として考えております新規事業の発電事業は、発電の開始に基づき売上高の計上が可能となることで、売上総利益を計上できることができるものの、事業規模の拡大のために発電量の増大を目的とした事業再投資を行う必要があり、再投資の内容によっては、新たに費用計上されることから、結果として一時的に利益を減少させる可能性があること、第三に当社グループの各取締役及び従業員に対しても、当社事業拡大の貢献に対する目的意識として、売上高の増大に関連する貢献を求めていることから、当社グループ内の指針として明瞭であると考えていることに拠ります。

II 本新株予約権の発行要領

1. 本新株予約権の数 68,300 個

なお、上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権とする。

2. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、155 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関であるエースターコンサルティング株式会社が、本新株予約権が権利行使に関する複雑な条件をもつことを考慮し、リスク中立測度下での株価過程シュミレーションモデルにペイオフの期待値をオプション料とするモンテカルロ・シミュレーションを採用し、取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価の終値 104 円、ボラティリティ 134.71%（平成 24 年 8 月から平成 26 年 8 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、配当利回り 0%、無リスク金利 0.075%や本新株予

約権の発行要領に定められた条件（行使価額 113 円、権利行使期間 2 年、業績条件、株価条件）に基づいて、最も合理的と考えられる評価方法によって本新株予約権 1 個あたりの公正価値評価額を 154.1 円と算定しております。

3. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

①本新株予約権の目的となる株式 当社普通株式 6,830,000 株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

②本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、100 株とする。但し、上記「3 (1) ①本新株予約権の目的となる株式」に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、(1) ②に定める本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成 26 年 9 月 16 日の東京証券取引所における普通取引の終値である金 104 円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行若しくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \text{既発行普通株式数} + \text{割当普通} \times 1 \text{株あたり}$$

行使価額	行使価額	株式数	の払込金額
		1株当たりの時価	
既発行株式数+割当普通株式数			

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割（基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く。）が行われた場合は、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成27年2月15日から平成29年2月14日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3(4)①記載の資本金等増加限度額から、上記3(4)①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本項①及び②のいずれの条件にも合致している場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

- ① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成27年6月期以降の四半期会計期間における四半期報告書（有価証券報告書を含む。以下同じ。）に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、各四半期会計期間の売上高が25億円を超過している場合にのみ、翌四半期会計期間における決算報告書を提出

するまでの間、本新株予約権を行使することができる。また、各四半期会計期間における売上高が25億円を超過していない場合、翌四半期会計期間における四半期報告書を開示するまでの間、本新株予約権を行使することができない。

② 平成26年10月3日から平成29年2月14日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも150円を超えた場合（但し、上記3(2)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日 平成26年10月2日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「3 (1) ①本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「3 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に上記「6 (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「3 (3) 本新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「3 (3) 本新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「3 (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

上記「3 (6) 本新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件

上記「5 本新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

7. 本新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 26 年 10 月 2 日

9. 本新株予約権の割当を受ける者及び数

割当者	個数
当社代表取締役 1 名	30,500 個
当社取締役 2 名	3,000 個
当社監査役 3 名	2,300 個
当社及び子会社従業員 23 名	29,000 個

子会社取締役	3名	3,500個
合計	32名	68,300個

以上